

発電用原子炉施設の使用の開始又は再開に係る指定地方公共団体の同意に関する法律案（仮称）の概要（③）

背景

- 1 原発の周辺自治体は、原子力災害が生じれば直接かつ甚大な被害を受ける危険性があるにもかかわらず、原発稼働に関し、その意思を表明するための法制上の権限が与えられていない。
- 2 そこで、原発稼働に係る周辺自治体の同意を法制度化する必要がある。

概要

- 1 原子力事業者は、原子炉の運転を開始し、又は再開しようとするときは、あらかじめ、当該原子炉に係る原子力災害対策を重点的に実施すべき区域（UPZ）をその区域に含む都道府県の知事の同意を求めなければならないこと。

※ UPZ 圏内の都道府県（例）

- 川内原発・・・鹿児島県
- 高浜原発・・・福井県／京都府／滋賀県

- 2 1の都道府県の知事は、1による同意の求めについて同意又は不同意をしようとするときは、あらかじめ、当該都道府県に包括される市町村であって、UPZをその区域に含むものの長（当該都道府県の加入する広域連合であって、原子力災害対策に関する事務を処理するものがある場合にあっては、当該市町村の長及び広域連合の長）の意見を聴くものとする。
- 3 1の都道府県の知事は、2の市町村の長の意見に配慮しつつ、原子力災害の発生危険性の程度、原子力災害が発生した場合に住民に与える影響、原子力災害に関する都道府県地域防災計画の整備の状況等を考慮して、1による同意の求めについて同意又は不同意を決定すること。
- 4 1の都道府県の知事は、3による決定をしたときは、速やかにその旨及びその内容を1により同意を求めた原子力事業者に通知するものとする。

